

## 水道料金及び下水道使用料の改定について

令和 5 年 8 月 10 日 経営総務課

## 1 経過

- 高度経済成長期以降に整備した上下水道施設は老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることから、多額の更新費用が必要となる。  
一方、事業運営の主な財源である水道料金や下水道使用料収入は、人口減少などの水需要の低下などによって年々減少傾向にあり、財源の確保について課題となっていた。
- コロナ禍による巣籠需要の増加によって、令和 2 年度は大幅に有収水量（製造された水のうち、料金収入が得られた水量のこと）が増加したものの、これに見合う料金収入を得ることができず、大量に水を使う企業等に依存した現行の料金体系の問題が顕在化した。
- このようなことから、令和 3 年度から 10 年間の計画期間とする「はだの上下水道ビジョン」において、令和 5 年 4 月に料金改定を実施する計画を示すとともに、令和 4 年 5 月に、市長から上下水道審議会に対し、「上下水道料金のあり方について」諮問があったことから、審議を進めていった。
- 全 4 回の審議（書面会議 1 回を含む。）を経て、水道料金は平均 7 %、下水道使用料は平均 5 %の改定が妥当であり、改定時期は令和 5 年 4 月が望ましいとの答申を行った。  
なお、水道料金の改定時期については、水道事業の経営状況を勘案したうえで、物価高騰に直面する市民生活等に配慮し、同年 10 月に先送りする旨の附帯意見を付け加えた。
- 答申内容を踏まえたうえで、物価高騰に直面する市民生活等への更なる配慮が必要とのことから、下水道使用料も水道料金と同様に、同年 10 月に先送りするという政策決定がなされた。
- 令和 4 年 12 月市議会第 4 回定例会において改正条例が議決
- 令和 5 年 2 月 1 日号広報はだの（資料 1-2）で周知。ホームページで公表

## 2 改定の内容 (令和5年10月1日改定)

### (1) 水道料金

改定率	平均7%の引き上げ	
基本水量	8 m <sup>3</sup> /月から、4 m <sup>3</sup> /月に引き下げ	
基本料金 (税抜き)	口径 13mm	680 円 ⇒ 760 円 (+80 円)
	口径 20mm 以上	680 円~59,000 円 ⇒ 780 円~59,100 円 (+100 円)
超過料金 (税抜き)	基本水量の引き下げに伴い 5~8 m <sup>3</sup> の区分 (25 円/m <sup>3</sup> ) を追加	

### (2) 下水道使用料

改定率	平均5%の引き上げ
基本水量	4 m <sup>3</sup> /月を継続
基本料金 (税抜き)	365 円 ⇒ 500 円 (+135 円)
超過料金	据置き

## 3 改定による影響額 (1か月あたり/税込み)

### (1) 水道料金 (口径 13mm)

	現行料金	新料金	影響額
月に 10 m <sup>3</sup> 使用	935 円	1,133 円	+198 円
月に 20 m <sup>3</sup> 使用	1,870 円	2,068 円	+198 円

### (2) 下水道使用料

	現行料金	新料金	影響額
月に 10 m <sup>3</sup> 使用	1,149 円	1,298 円	+149 円
月に 20 m <sup>3</sup> 使用	2,469 円	2,618 円	+149 円

## 4 改定による効果額 (税抜き)

### (1) 水道料金

	現行料金	新料金	効果額
料金算定期間内 (R5~R8) における料金収入見込み	85.6 億円	90.6 億円	+5.0 億円

### (2) 下水道使用料収入

	現行料金	新料金	効果額
使用料算定期間内 (R5~R8) における使用料収入見込み	82.8 億円	86.3 億円	+3.5 億円